Q & A 「京都府最低賃金」、「京都府特定(産業別) 最低賃金」の決め方は? 京都労働局 労働基準部 賃金室

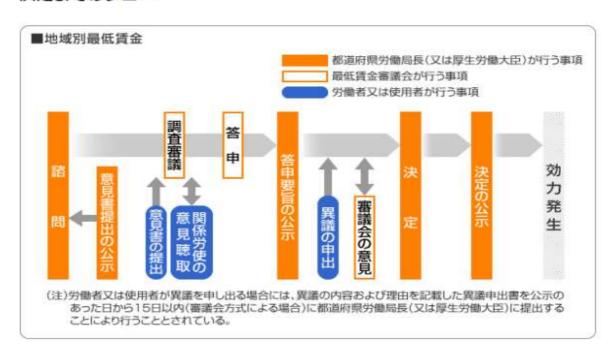
1 京都府最低賃金(地域別最低賃金)は、どのようにして決められているの?

京都府最低賃金は、「京都地方最低賃金審議会」(公益代表、労働者代表、使用者代表の各5名、計15名の委員で構成)において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら調査審議を行い、所要の手続きを経て、京都労働局長が決定しています。(最低賃金法第10条~他、最低賃金審議会令第1条~他)

また、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。

(審議会の審議要旨は、当局ホームページに掲載していますので、参照下さい。)

決定までのフロー



2 地域別最低賃金の決定基準は、何なの?

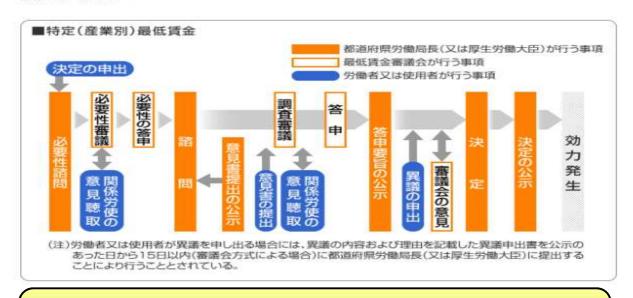
地域別最低賃金は、(1)**労働者の生計費、**(2)**労働者の賃金、**(3)**通常の事業の賃金 支払能力**を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮する に当たっては、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、 生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。(最低賃金法第9条~他)

3 京都府の特定 (産業別)最低賃金は、どのようにして決められているの?

「京都府における特定(産業別)最低賃金」は、8業種あり、関係労使の申出に基づき「京都地方最低賃金審議会」が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を行い、所要の手続きを経て、京都労働局長が決定しています。(最低賃金法第15条~他、最低賃金審議会令第1条~他【審議会の審議要旨は、当局ホームページに掲載していますので、参照下さい。)

特定(産業別)最低賃金の改正審議を行うには、その最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の3分の1以上の者の合意による労働局長への申出を要件としております。

決定までのフロー



京都府最低賃金は、平成 29 年 1 **0** 月 **1** 日 (日) から時間額 **8 5 6** 円 (25 円引上げ)

京都府の特定(産業別)最低賃金額(8業種)は、次のとおりです。

次の5業種は改正され、平成29年12月21日(木)から発効。

特定(産業別)最低賃金の件名	改正前金額 (時間額)	改正金額(時間額)	引上額	引上率(%)
金属製品製造業	885 円	902 ฅ	17 円	1.92
電気機械器具製造業	883 円	900 ₪	17 円	1.93
輸送用機械器具製造業	889 円	907 ⋳	18 円	2.02
各種商品小売業	(837)円	860 ₪	23 円	2.75
自動車(新車)小売業	(835)円	860 ฅ	25 円	2.99

各種商品小売業、自動車(新車)小売業については、平成 29 年 10 月 1 日から 平成 29 年 12 月 20 日までは、京都府最低賃金 8 5 6 円が適用されます。

「印刷業」、「はん用・生産用・業務用機械器具製造業」、「自動車小売業」の3業種は、 関係労使から改正の申出が行われていないため、今年度は改正されていません。

(京都府最低賃金を下回っていることから、**平成**29 年10月1日から京都府最低賃金856円が適用されます。) ただし、自動車小売業の日給制労働者については、日額5,926円の適用もあります。

京都府最低賃金 856円 [発効日 平成29年10月1日] 適用業種(産業分類)適用除外の労働者等の分かるリーフレット「平成29年度京都府の最低賃金一覧表」(PDF)最低賃金関係統計資料、各種助成金制度のご案内等については、京都労働局のホームページに掲載していますので、ご活用下さい。



トップページ右側、黄色いサイドバナー「京都府最低賃金856円」をクリック下さい。

お問合せ先: 京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL 075-241-3215